

姫路市人権啓発センター通信

59号

2025.11

Yui-Pal ゆいぱる

「ゆいぱる」とは
姫路市人権啓発センターの愛称です。

- ゆい（結い）……絆、ふれあい
- ぱる（Pal）……友だち、仲間

特 集

もっと知りたい！ジェンダー平等

◎企業人権教育研修会（講演録抜粋）

見なされる差別

—なぜ、部落を避けるのか—



ゆいぱる
WEB版は
◀こちら

もっと知りたい！ジェンダー平等

ジェンダーとは、社会や文化のなかで作られた性別に対する考え方や価値観などのことです。「男性はこうあるべき」「女性はこうするべき」などの社会のなかで共有されている規範や意識、これらに関連してつくりだされている制度などにおける性のありようともいえます。そして、ジェンダーは、身体の性別とは違って、その国や地域社会にいる人々の考え方によってつくり、時代によっても変化します。

近年、「ジェンダー平等」をはじめ、「ジェンダーの視点」などの言葉がよく使われるようになり、日本において人々の関心も高まってきました。

そこで、今回の特集では、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあって一緒に物事を決められる状態、いわゆる「ジェンダー平等」への理解をより深めていきたいと思います。



ジェンダー平等とは？

「ジェンダー平等」とは性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。

出典：男女共同参画推進連携会議（事務局：内閣府男女共同参画局）
「みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等」
(<https://www.gender.go.jp/public/subtextbooks/pdf/subtextbooks.pdf>)

ジェンダーには性自認（ジェンダー・アイデンティティ）の意味もあり、出生時に割り当てられた性別とは異なる多様な性自認も含めてジェンダーと言う場合があります。

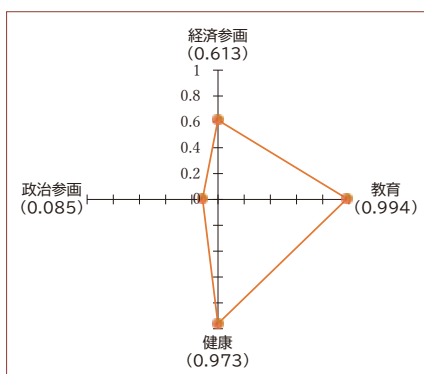
出典：外務省 国際協力局 民間援助連携室
「日本の国際協力NGO『ジェンダー主流化ガイドライン』」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100489425.pdf>)



日本のジェンダー平等に関する状況

1 ジェンダー・ギャップ指数（2025年）…①

世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたものが、世界経済フォーラムから2025年6月に公表されました。男性に対する女性の割合（女性の数値／男性の数値）を示し、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされています。日本は148か国中118位。「政治参画」と「経済参画」の値が低いという結果です。



2 政治分野における女性の割合…②

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にありますが、低い水準です。

3 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合…②

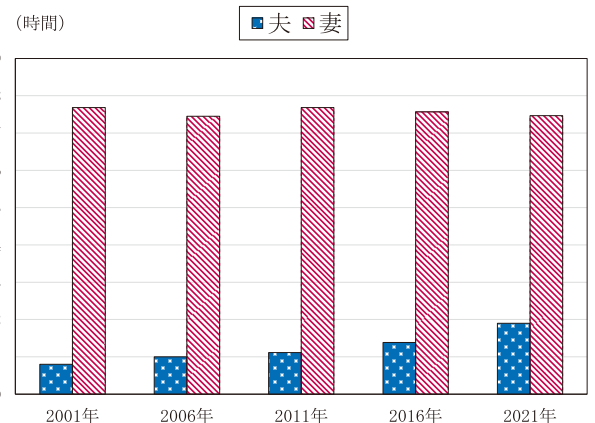
日本の就業者に占める女性の割合は45.2%（2023年）で、諸外国と比べて大きな差はありません。一方、管理的職業従事者に占める女性の割合は14.6%（2023年）で、諸外国と比べて低い水準となっています。

4 家事関連時間（2021年調査）…③

○国の調査において、週全体の家事関連時間を男女別に比べると、男性は51分で、女性は3時間24分でした。なお、家事関連時間とは、「家事」「介護・看護」「育児」及び「買い物」の時間をさします。

○6歳未満の子どもがいる世帯では、夫は1時間54分、妻は7時間28分でした。

6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間の推移（2001年～2021年）——週全体、夫婦と子供の世帯



5 男女の地位の平等感(2022年調査)…④

国の調査によると、「社会全体における男女の地位の平等感」「社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位の平等感」いずれも“平等である”と回答した人は10%台で、「政治の場」においても9.6%でした。しかし、「学校教育の場」においては68.1%でした。

6 教育の分野

～大学への進学率や専攻分野、女性教員～…⑤

○近年、女子の大学(学部)への進学率は上昇傾向ですが、男子との差は依然としてあります。2020年度の男女別進学率は、女子50.9%、男子57.7%です。

○専攻分野別にも男女の偏りがあります。人文科学や薬学・看護学等及び教育では、女子学生の割合が高い一方、理学や工学では極めて低い状況です。



○女性教員の割合においては、小学校では6割以上、中学校で4割強、高等学校で3割強と教育段階が上がるにつれて、その割合は低くなっています。特に、校長に占める女性の割合は、小学校で2割、中学校や高等学校では1割未満と低い割合です。

7 夫婦の姓 ～同姓・別姓～…⑥

○夫婦同姓となったのは、1898年に明治民法が施行され、「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」(788条)「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」(746条)と定められてからで、それまでは夫婦別姓でした。

○戦後改正された民法においては、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(750条)と規定され、現在に至っています。

8 人々の意識 ～固定的な性別役割分担意識～…⑦

厚生労働省の広報誌によると、「依然として家事・育児の大半は女性が担っており、男性が育児などの家庭責任を果たすために仕事に制約を抱えることが当然とは受け止められにくい現状」と記され、女性活躍に向けた課題となっています。

9 人々の意識 ～アンコンシャス・バイアス～…⑧

○アンコンシャス・バイアス(unconscious bias)とは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことで、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識のバイアス」等と表現されることもあります。

○アンコンシャス・バイアスは日常のあらゆる場面で起きます。例えば、「性別、世代、学歴などで、相手を見ることがある」「男性から育児や介護休暇の申請があると『奥さんは?』ととっさに思う」などです。

○アンコンシャス・バイアスは誰にでもあり、過去の経験や見聞きしたことなどから生み出され、自然に培われていくものです。しかし、アンコンシャス・バイアスに気づかないまましていると、そこから生まれた言動が、知らず知らずのうちに、相手を傷つけたり、キャリアに影響をおよぼしたり、自分自身の可能性を狭めてしまったりするなど、様々な影響がでてしまう場合があります。このことが問題になります。

ジェンダー平等の実現に向けた世界の動き

1 女子差別撤廃条約(1979年国連採択)

日本は1985年に締結しました。「男女の完全な平等の達成に貢献すること」を目的として、「女子に対するあらゆる差別を撤廃すること」を基本理念としています。

2 第4回世界女性会議 北京宣言(1995年)…⑨

○この宣言には、「女性の権利は人権である」「ジェンダー(社会的、文化的性差)」「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。」という言葉の記載がありました。

○また、「エンパワーメント」という言葉が何度も使われ、「力をつけること」と説明されていますが、エンパワーメントとは人が本来持っている能力を引き出した取り戻したりすることともいえるでしょう。

3 UN Women(2010年設立)…⑩

女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とし、ジェンダー分野における加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取組の主導、調整、促進を行っています。

4 持続可能な開発のための2030アジェンダ

(2015年国連採択)

このなかで掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)のゴール5には「ジェンダー平等を実現しよう」があります。

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等の実現に向けた日本の動き

1 男女雇用機会均等法…⑪⑫

○1985年の成立時には、定年・退職・解雇などについて、女性に対する差別的取扱いの禁止などが明記されました。

○その後、事業主に対するセクシュアルハラスメント防止措置が義務化されたり、妊娠や出産等を理由とした不利益取扱いも禁止されたりするなど、いくつかの改正がありました。



2 育児・介護休業法…⑪

○「女性の社会進出、家族形態の変化、労働力不足のなかで、労働者がその能力と経験を活かしつつ、仕事も家庭も充実した生活を営むことができる働きやすい環境を作るため」、1991年に育児休業法が成立しました。

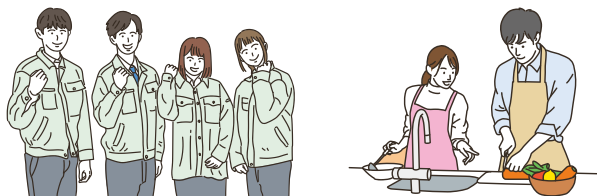


○1995年には介護休業制度が創設され、育児・介護休業法となり、その後何度も改正されました。直近の改正では、産後パパ育休が創設されました。



3 男女共同参画社会基本法…⑬

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。基本法は1999年に施行されました。



4 配偶者暴力防止法…⑭

○この法律は、「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る」ため、2001年に成立しました。直近では、改正された法律が2024年4月に施行されました。

○「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。

また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」は、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をさします。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、この法律を準用することとされています。

5 女性活躍推進法…⑮

国や地方公共団体、民間事業主に対して、女性の活躍状況の把握や分析、行動計画の策定・公表等を求めた10年間の時限立法です。状況把握する事項には、



- ①女性採用比率
- ②勤続年数男女差
- ③労働時間の状況
- ④女性管理職比率



などがあります。また、女性の活躍に関する情報を公表することも明記されています。

6 政治分野における

男女共同参画の推進に関する法律…⑯

衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざす法律です。2018年に制定され、2021年には法改正が行われました。



7 教育の分野～家庭科共修～…⑰

(1) 中学校の技術・家庭科

○1958年告示の学習指導要領には、「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、『各学年の目標および内容』を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける」とされていました。これにより、各学年の目標及び内容が性別によって異なったものとなりました。「女子向き」の内容は調理や被服製作など、「男子向き」の内容は設計・製図などです。

○しかし、1989年告示では、男子と女子で履修領域の範囲に差異を設けている扱いを改め、男女同一の扱いをすることになりました。

なお、学習指導要領とは学校がカリキュラムを編成する際の基準で、文部科学省が定めています。



(2) 高等学校の家庭科

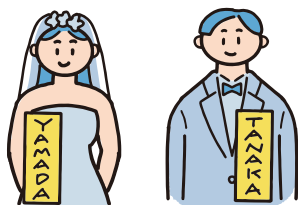
1970年告示の学習指導要領には、普通科において「『家庭一般』は、すべての女子に履修させるもの」とすることが定められています。しかし、1989年告示の学習指導要領では、男女ともに必修の教科となりました。

8 選択的夫婦別姓制度…⑩

○選択的夫婦別姓制度とは、結婚の際の「姓」について、夫婦が望む場合には結婚後もそれぞれ結婚前の「姓」を称することを認める制度です。民法等の法律で「姓」のことを「氏(うじ)」と呼んでいることから、法務省では「選択的夫婦別氏(べつうじ)制度」と呼んでいます。

○また、現在の民法のもとでは、男性または女性のいずれか一方が必ず氏を改めることとなりますが、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が多数です。しかし、様々な不便等が指摘されてきたことを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見があります。

○法務省では、1991年から婚姻制度等の見直し審議を行い、1996年に法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しました。そのなかで、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されています。このことを受け、法務省においては、1996年及び2010年に改正法案を準備しましたが、「国民各層に様々な意見があること等から、いずれも国会に提出するには至りませんでした」と検討経過等のなかに記されています。



おわりに…⑧⑨

日本では、法律や制度ができ、ジェンダー平等が推進されつつあります。しかし、2020年の第5次男女共同参画基本計画では、「取組の進展が未だ十分でない」と記され、その要因のひとつとして、社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在を挙げています。

ジェンダー平等を身近なところから考えたとき、この“思い込み”に気づくことが課題を解決していくひとつとなり、わたしたちにできるジェンダー平等の推進なのではないでしょうか。「女性は“普通”そうだ」「男性はこうある“べき”だ」という押しつけや決めつけをしていないか振り返る、会話のなかで相手の表情や態度に変化があったとき「わたしの言動のため？」と考えることなどを続けていきましょう。そして、メモをとり自分のものの見方や考え方の傾向を見つけるの

もよい方法です。また、家族のなかでは、仕事、掃除や炊事、育児や介護などを分担していく、これもジェンダー平等への一歩です。

わたしにできるジェンダー平等を今日から始めてみませんか？



UNCONSCIOUS BIAS

参考文献

- ①内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」
- ②内閣府「令和6年版男女共同参画白書」
- ③総務省統計局「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果」
- ④内閣府政府広報室「『男女共同参画社会に関する世論調査』の概要 令和5年3月」
- ⑤内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和3年版 第1節 教育をめぐる状況」
- ⑥厚生労働省「厚生白書 平成10年版 第1編 第1部 第2章 第2節 4結婚後の姓」
- ⑦厚生労働省広報誌「厚生労働 2022年1月号 連載『女性が輝く職場づくり 固定的な性別役割分担意識』」
- ⑧内閣府男女共同参画局「共同参画 2021年5月号」
- ⑨内閣府男女共同参画局「第4回世界女性会議 北京宣言」
- ⑩外務省「国際女性機関 (UN Women)」
- ⑪厚生労働省「Ⅲ働く女性に関する対策の概況(平成15年1月～12月)Ⅲ男女雇用機会均等法成立30年を迎えて」
- ⑫厚生労働省「男女雇用機会均等法の変遷」
- ⑬内閣府男女共同参画局「『男女共同参画社会』って何だろう？」
- ⑭内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報『関連法令・制度一覧』」
- ⑮厚生労働省「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要」
- ⑯内閣府男女共同参画局「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について(概要)」
- ⑰内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和元年版コラム2 学習指導要領における技術・家庭、保健体育の変遷」
- ⑱法務省「選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)について」
- ⑲内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画 第1部 基本的な方針」

見なされる差別 ―なぜ、部落を避けるのか―

近畿大学名誉教授 奥田 均さん



〈プロフィール〉

関西外国語大学助教授、近畿大学人権問題研究所教授などを経て、2021年4月から現職

1 部落差別を 部落出身者差別といわないのはなぜか

差別というのは、基本的に人が人に行う行為です。差別されている人たちのグループの名前を前につけて〇〇差別といっています。例えば、女性が受けている差別は女性差別。他にも障害者差別、外国人差別など。

一方、部落とは一般的に自分たちの地域や村のことで、人や人の集団を表す言葉ではありません。しかし、部落差別という。なぜ、部落出身者差別といわないのだろうか、私はその答えに近づくための取組を始めていきました。

2 部落出身者とは？

まず、自分の周囲の人に聞いてみたところ、答えが実に多様であることに驚かされました。

そこで、私が関わった人権意識調査に「部落出身者とは、どのような人だと思いますか」という調査項目を入れるようにしました。

世間の人が同和地区出身者と判断する理由（複数回答可）

	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んでいたことがある	本人の本籍地が同和地区である	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	職業によって判断している
2010年大阪府府民意識調査	41.4%	19.2%	31.8%	30.2%	25.1%	22.5%	22.1%	13.5%
2019年三重県県民意識調査	49.5%	21.2%	40.1%	39.9%	36.6%	31.9%	31.8%	6.5%
2009年近畿大学学生意識調査	44.6%	22.4%	41.8%	37.3%	27.2%	27.5%	24.5%	9.8%

※同和地区出身者とは部落出身者のことです。

その結果、部落出身者かどうかの判断理由は現住所・本籍地・出生地など人によって様々、物差しは実に多様だと改めて確認しました。

しかし、同和地区（被差別部落）とされてきた土地との関わりがあるかないかで判断がなされている点は共通しています。つまり、部落出身者像は人によって異なるが、部落とされてきた土地と関わりをもつ人かどうかということで部落出身者の判断がなされています。その結果、部落という土地をさす言葉がこの差別の冠につくことになったのではないかと考えました。

3 「見なされる差別」としての部落差別

同和地区との関わりだけが、部落出身者かどうかの指標として用いられているわけではないでしょう。また、それが正しい指標であるというつもりもありません。伝え

たいことは、「同和地区とされてきた土地との関わりにおいて、部落出身者であるかどうかの判断がなされている実態が現在社会において広範囲に存在している事実」です。

また、「封建的身分制における差別をされてきた^{せんみん}賤民階層の子孫が今日の部落出身者だ」という人もいます。しかし、明治初期に身分制が解体されてから今日に至るまで、同一身分や同一階層の者だけからなる子孫などは事実上存在しません。

結局は、封建的身分制との関わりから、部落出身者をイメージすることがあっても、現時点における部落出身であるかどうかの実際的な判断は、同和地区の所在地情報と当事者（せいぜい祖父母まで）との関わりによってなされているのです。部落問題とは今日そのような差別として存在しています。

4 個人に対する部落差別発生の必要十分条件

個人に対する部落差別が発生するための条件は次の3つです。

- ①部落に対する差別意識がある
- ②個人に関わる属地（本籍地・出生地等）情報がある
- ③どこが部落かという所在地情報がある

部落に対する差別意識がベースとしてあるうえに、個人の属地情報と部落の所在地情報が重なったとき、その人は部落出身者と見なされ差別が起こります。

5 差別情報として 社会的に機能する部落の所在地情報

1975年に発覚した部落所在地一覧を書いた「部落地名総鑑」は差別の道具になる差別図書として社会的に認識されました。だから、ネット上での部落の所在地情報の流布も明らかに差別行為なのです。

同和地区の所在地情報は、単なる住所録とは異なり、現に部落差別が存在する社会状況にあっては、「差別を引き起こす差別情報として社会的に機能する」といえます。つまり、部落の所在地情報をわざと暴露するということは、差別の条件を作り差別を促すという意味で差別行為になるのです。

ここまでの取組で私は、部落差別というのは「見なされる差別」なのだと理解し始めました。部落と関わりがあるかどうかで部落出身者と見なされ、差別の対象にされるのです。

しかし、そうした部落との属地関係は、誰もがもちうる可能性があると思いませんか。例えば、部落と何の関係もない姫路市在住の夫婦が県外に転勤になりました。そこで買った家が同和地区に建っていたとします。この夫婦は世間から見たら同和地区住民になります。生まれた子どもの出生地も現住所も同和地区になり、部落出身の子という見なされ方が始まるのではないのでしょうか。

6 土地差別

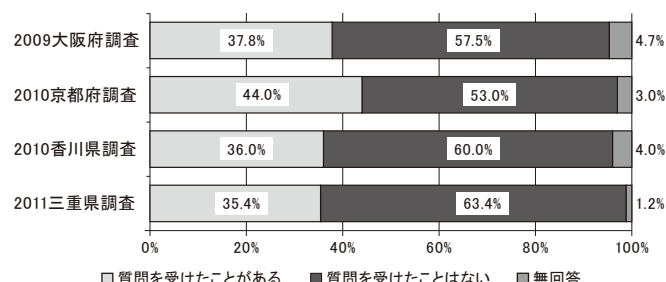
部落差別は、人を避ける結婚差別、就職における部落出身者を排除する就職差別が代表的な事例でしたが、最近では土地差別といういい方で、部落差別の現実を受け止める考え方が定着しています。

(1) 部落の土地の忌避^{きひ}

2010年大阪府調査の「同和地区の不動産物件に対する忌避意識」では、過半数の人はいくら条件がよくても部落の物件は辞退したいという結果でした。これが差別の実態です。部落と関わりをもてば、部落出身者と見なされる可能性があるのも、居住先を決める場合には、部落を避けようという意識が生じるのです。

意識は態度に表れます。宅建業者に対する調査においても、物件が同和地区かどうかの質問を、3割を超える業者が受けたと回答しています。

同和地区の不動産物件であるかどうかの質問を受けた経験（宅建業者調査）



(2) 部落の土地を忌避する論理^{きひ}

部落との属地関係をもつ「**部落出身者と見なされる可能性**」がでてくる。そんな差別を受ける側になりたくないという市民のごく普通の願いは、「**部落出身者と見なされる可能性**」を避けようとする意識を形成します。

それは「部落出身者と見なされること」への忌避意識であり、部落に対するストレートな差別意識とは異なります。市民が市民の視線を感じ取り、お互いがそれに縛られながら「**部落出身者と見なされる可能性**」を回避していくという、むしろ市民と市民との関係、市民と社会との関係において形作られている意識です。

私はかつて部落差別というのは、差別意識をもっている人が、被差別の立場の人を排除するという対立の構図で受け止めていました。しかし、これまでお話ししたような経過をたどってくると、「部落」対「部落外」ではなく、「部落」対「個人」対「個人を取り囲む市民」という三者構造ではないかと考えるようになりました。

こんなことをしたら部落出身者と見なされるかもしれな

い、だから物件を買うときにはどこが同和地区なのか確かめたい。気にしているのは部落そのものではなく、自分が部落出身者と見なされるかもしれない世間との関係性を避けている。つまり、自分を取り巻く世間の目が気になるのではない。強い偏見をもっていなくても部落差別の行為が悪気なく平然と行われてしまう「部落」対「市民」対「世間」という三者構造が私たちを取り囲んでいるのではないかと考えました。

7 さあ、これにどう立ち向かうのか

(1) 人間の値打ちは地面では決まらない

部落問題を考えるときに、最初になされる行為は、地面に線を引くこと。部落の人と部落でない人を二分し、自分自身の判断基準を自分に当てはめて、自分は部落出身者と見なされないよう、差別されない側に身を置こうとするのです。

部落問題というのは、一言でいえば「人間の値打ちは地面では決まらない」ということです。結婚相手にふさわしい人か、会社にとって有能な人材かなど、地面が決めるわけではありません。もういい加減、地面で人間の善し悪しを判断することをやめにしませんか。

(2) 「人権の世間」づくり

人々が気になっているのは部落そのものではなく、自分を取り囲む世間の目です。とすれば、その世間を「人権の世間」という差別を許さないパワーをもった世間につくり変えていったらよいのではと考えました。

では、どうやって「人権の世間」をつくるのかと考えたときに、禁煙が世間で広がったことが思い浮かびました。学校での健康教育やドラマでの喫煙シーンの消失、企業の敷地内禁煙宣言などがあり、タバコのない社会が当たり前という社会認識が形成されていった状況があります。部落問題もどんどん取り上げられ、「おかしい」と思われることが溢れてくると、社会意識の形成、世間づくりに役立つと思います。

(3) 前進する取組

同和对策事業の法律が33年間続き、2002年に終了しました。これはどちらかというと部落向けの法律でした。2016年には、「世間をつくる・社会をつくる」という部落差別解消推進法ができました。部落問題の教育・啓発や行政の責務などが記されています。つまり、部落を変えるかつての法律から、社会を変える世間づくり法へと大きな飛躍を遂げているのです。

振り返ってみると、私が「人権の世間」をつくろうと考えたことと時代の変化が、今大きく接点をもつに至ったという気がしてなりません。そして、私は包括的な差別禁止法の制定に向けて、今取り組んでいます。

【参考図書】

奥田均「みなされる差別—なぜ、部落を避けるのか」2007年 解放出版社
奥田均「『人権の世間』をつくる」2013年 解放出版社
奥田均・高橋典男・土田光子「暴露と曲解 部落ってどこ？」
2020年 部落解放・人権研究所

※この講演録は、講師了承のもと、姫路市人権啓発センターにおいて作成したものです。



講師 関西大学社会学部教授

うち だ りゅう し

内田 龍史さん

大阪市立大学大学院文学研究科修了

専門は差別と共生の社会学・マジョリティ・マイノリティ集団関係論。
著書に「被差別部落マイノリティのアイデンティティと社会関係」(解放出版社)、「部落問題と向きあう若者たち」(編著・解放出版社)など。

日時・会場 令和8年(2026) **1月26日** 月 午後2時～3時30分

姫路市市民会館 3階 第2会議室(中ホール)(姫路市総社本町112番地)

●応募方法

はがき、FAX、ホームページでの申し込みが可能。
申し込みは2名まで。参加者全員の名前、郵便番号、住所、電話番号を記入の上、ご応募ください。

(定員 180 名 応募多数の場合は抽選)

参加費
無料

締切

1月9日 金

応募フォームはこちら



共催：姫路市・姫路市教育委員会・姫路商工会議所

人権リーダー育成講座
(ワークショップ)

あなたは自分や誰かを守る発信、できていますか？ ～SNSと人権、わたしたちの関わり方～



講師 (公財) 人権教育啓発推進センター 特任講師

いし かわ ち あき

石川 千明さん

大手ゲーム会社でゲーム企画を担当。学校 ICT 支援の経験また母親目線から、わかりやすい情報モラル講座、人権講座を展開。子どもたちがネットで被害者にも加害者にもならない為の取り組みを学校、地域で行っている。おやこねっとLabo 代表。

日時・会場 令和8年(2026) **2月10日** 火 午後2時～4時

イーグレひめじ 4階 セミナー室A (姫路市本町68番地290)

●応募方法

はがき、FAX、ホームページでの申し込みが可能。
参加者全員の名前、郵便番号、住所、電話番号を記入の上、ご応募ください。

(定員 30 名 応募多数の場合は抽選)

参加費
無料

締切

1月26日 月

応募フォームはこちら



共催：姫路市・姫路市教育委員会・姫路商工会議所

ふれあい しめ縄教室

参加費
無料

日時・会場 令和7(2025)年 **12月20日** 土 午前9時30分～正午

イーグレひめじ 4階 (姫路市本町68番地290)

対象／市内の小学4年生～6年生の児童と保護者

14組28名

●応募方法

はがき、FAX、ホームページでの申し込みが可能。
参加者全員の名前、参加児童の学年、郵便番号、住所、電話番号を記入の上、ご応募ください。

(定員 14 組 28 名 応募多数の場合は抽選)

締切

12月10日 水

応募フォームはこちら



◆ 人権週間パネル展示 ◆

震災 30 年 災害に起因する 人権問題を考えよう

期間 ● 令和 7 年

11月28日(金)～12月5日(金)

※ 11月29日(土)、30(日)は閉庁日

時間 ● 午前9時～午後5時

場所 ● 姫路市役所 1階ロビー

姫路市人権啓発センター通信 ゆいぱる 第59号 (2025年11月発行)

発行者 姫路市人権啓発センター

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4 階
TEL : 079-282-9801 FAX : 079-282-9820

姫路市人権啓発センター 検索

- 休館日 年末年始(12月28日～1月4日)
館内点検のため、月1回程度臨時休館(不定期)
- 交通案内 電車：JR 姫路駅または山陽姫路駅から北へ徒歩 15 分
自動車：国道 2 号(東行き)の姫路市市民会館前交差点で左折、北へ直進 100m
※イーグレひめじには、地下駐車場があります(有料)
- 開館時間 午前 9 時～午後 9 時

Yui-Pal
ゆいぱる

